

商標法施行規則の一部を改正する省令 参照条文

(参照条文一覧)

- | | | |
|--|-------|---|
| ○商標法（昭和三十四年四月十三日法律第二百二十七号）（抄） | | 1 |
| ○商標法施行令（昭和三十五年三月八日政令第十九号）（抄） | | 1 |
| ○商標法施行規則（昭和三十五年三月八日通商産業省令第十三号）（抄） | | 3 |
| ○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（抄） | | 3 |

○商標法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十七号）（抄）

（一商標一出願）

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

- 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。
- 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

○商標法施行令（昭和三十五年三月八日政令第十九号）（抄）

（商品及び役務の区分）

第二条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、經濟産業省令で定める。

別表

第一類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第二類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第三類	洗浄剤及び化粧品
第四類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第五類	薬剤
第六類	卑金属及びその製品
第七類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第八類	手動工具
第九類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第十類	医療用機械器具及び医療用品
第十一類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置

		第十二類	乗物その他移動用の装置
		第十三類	火器及び火工品
		第十四類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
		第十五類	
		第十六類	紙、紙製品及び事務用品
		第十七類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
		第十八類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
		第十九類	金属製でない建築材料
		第二十類	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
		第二十一類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
		第二十二類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料纖維
		第二十三類	
		第二十四類	織物及び家庭用の織物製カバー
		第二十五類	被服及び履物
		第二十六類	裁縫用品
		第二十七類	床敷物及び織物製でない壁掛け
		第二十八類	がん具、遊戯用具及び運動用具
		第二十九類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
		第三十類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
		第三十一類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
		第三十二類	アルコールを含有しない飲料及びビール
		第三十三類	アルコールを除くアルコール飲料
		第三十四類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
		第三十五類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		第三十六類	金融、保険及び不動産の取引

第三十七類	建設、設置工事及び修理
第三十八類	電気通信
第三十九類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第四十類	物品の加工その他の処理
第四十一類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第四十二類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第四十三類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第四十四類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る業務
第四十五類	冠婚葬祭に係る業務その他の個人の需要に応じて提供する業務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

○商標法施行規則（昭和三十五年三月八日通商産業省令第十三号）（抄）

（商品及び役務の区分）

第六条 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分（以下「商品及び役務の区分」という。）に属する

商品又は役務は、別表のとおりとする。

○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（平成元年条約第九号）（抄）

第一条 特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語

(1) この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。

(2) 国際分類は、次のもので構成する。

類別表（注釈が付されている場合には、その注釈を含む。）

(ii)(i) 商品及びサービスのアルファベット順の一覧表（以下「アルファベット順の一覧表」という。）であつて、商品又はサービスごとにその属する類を表示したもの

(3)
（略）
(7)

第二条 国際分類の法的効果及び使用

- (1) 国際分類の効果は、この協定に定める要件に従うことを条件として、各同盟国が定めるものとする。国際分類は、特に、標章の保護の範囲の評価及びサービス・マークの承認について同盟国を拘束しない。
- (2) (略)
- (3) 同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示する。
- (4) (略)